

---

プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **信用減損金融資産に係る利息収益の認識**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、ステップ 2 を採用する金融機関における信用減損金融資産に係る利息収益の認識についての ASBJ 事務局の分析をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

## II. これまでの審議の経緯

2. 第 488 回企業会計基準委員会（2022 年 10 月 4 日開催）及び第 188 回金融商品専門委員会（2022 年 9 月 20 日開催）では、それまでの審議を踏まえ、ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金の測定に関する論点として次のものをお示しした。
  - (1) 引当における貨幣の時間価値の考慮
  - (2) IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）における償却原価の採用
  - (3) 利率（実効金利の算定等）
  - (4) 条件変更及び認識の中止
  - (5) 信用減損金融資産に係る利息収益の認識
3. 前項(1)から(4)については、第 494 回企業会計基準委員会(2023 年 1 月 17 日開催)及び第 193 回金融商品専門委員会（2023 年 1 月 12 日開催）（以下合わせて「第 494 回企業会計基準委員会等」という。）において事務局の分析及び提案をお示しした。
4. また、本資料第 2 項(3)に関して、第 497 回企業会計基準委員会（2023 年 3 月 8 日開催）、第 196 回金融商品専門委員会（2023 年 2 月 28 日開催）、第 495 回企業会計基準委員会（2023 年 2 月 7 日開催）及び第 194 回金融商品専門委員会（2023 年 1 月 31 日開催）において、ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金に関する手数料の取扱い及び当該貸付金の償却原価の償却方法に関する事務局の分析及び提案をお示しした。

5. さらに、第 497 回企業会計基準委員会及び第 196 回金融商品専門委員会では、ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金に関する手数料の取扱いに関して、実効金利の不可分の一部である手数料を実効金利の調整として取り扱う IFRS 第 9 号の取扱いを原則として取り入れつつ、次のオプションを設けることを前提として、第 494 回企業会計基準委員会等で提案した引当における貨幣の時間価値の考慮、IFRS 第 9 号における償却原価の採用及び利率（実効金利の算定等）について原則として IFRS 第 9 号の定めを取り入れるとする方向で今後の検討を進めることについてご意見を伺った。

- 以下を条件として、IFRS 第 9 号において実効金利の不可分の一部とされる手数料であっても実効金利に含めず、収益認識会計基準等<sup>1</sup>に準じて、手数料に対応する役務を別個の履行義務として識別し、履行義務の充足時に収益として認識することができることとする。

(1) 特定の役務に対する手数料であることが明確である。

(2) 設定された手数料の料金に対応する役務との関係で合理的である。

6. この点、前項の事務局提案に関し、第 196 回金融商品専門委員会では特段のコメントは聞かれておらず、第 497 回企業会計基準委員会では、作成者からは実務負担の観点から慎重に検討すべきとの意見が聞かれた一方、利用者からはステップ 2 の目的を踏まえると IFRS 第 9 号の定めを取り入れるとする事務局提案に同意する旨の意見が聞かれた。
7. 本資料では、本資料第 2 項(5)の「信用減損金融資産に係る利息収益の認識」に関する事務局の分析及び提案をお示しする。

### III. 検討の観点の整理

8. ステップ 2 の進め方として、第 478 回企業会計基準委員会(2022 年 4 月 26 日開催)及び第 179 回金融商品専門委員会(2022 年 4 月 19 日開催)(以下合わせて「第 478 回企業会計基準委員会等」という。)では、次の目的に沿って今後の基準の開発を行っていくことを提案していた<sup>2</sup>。

---

<sup>1</sup> 本資料では、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」を合わせて「収益認識会計基準等」と記載

<sup>2</sup> ステップ 2 と合わせて、ステップ 4 については、「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当

## (ステップ2)

国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS 第9号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準を目指す。

9. 前項で示すステップ2の目的の考え方として、第478回企業会計基準委員会等では、IFRS第9号の予想信用損失モデルを日本基準に取り入れるにあたり、IFRS第9号の定めと文言レベルで一致させることは必ずしも目指さず、定めを明確化又は実務で行われている取扱いに関しても必要に応じて取り入れることを提案していた。これは、IFRS第9号と実質的に実務を整合させることを目指すという趣旨であり、金融商品の分類及び測定に関するIFRS第9号の定めを全面的に取り入れることによりIFRS第9号を適用した場合の予想信用損失の算定結果と完全に一致させることを意図して設定したものではなかった。
10. このようにIFRS第9号の分類及び測定に関する定めを全面的に取り入れることは所与としていないが、その一方、ステップ2において国際的な比較可能性を確保することを重視していることは変わらないため、ステップ2において金融商品の分類及び測定に関する論点についてIFRS第9号の定めを取り入れるかどうかを検討するにあたり、国際的に説明可能であるかどうかを考慮することが必要と考えられる。特にIFRS第9号の定めを取り入れない場合又はIFRS第9号とは異なる定めを設ける場合には、その理由が国際的に説明可能であることが重要と考えられる。
11. これを踏まえ、ステップ2を採用する金融機関における信用減損金融資産に係る利息収益の認識について、IFRS第9号における取扱いを再確認した上で、国際的に説明可能であるかどうかという観点からIFRS第9号の定めを取り入れるかどうかについての事務局の分析及び提案をお示しする。

**IV. IFRS 第9号における取扱いの再確認**

12. IFRS第9号では、利息収益と予想信用損失を別々に認識するデカップル・アプローチを採用し、信用減損していない金融資産に係る利息収益については金融資産の総額での帳簿価額に実効金利を適用して算定するとしている(IFRS第9号第5.4.1項)。

---

水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準を目指す。」ことを目的として、今後の基準開発を行っていくことを提案していた。

13. IFRS 第 9 号における金融資産の総額での帳簿価額とは、金融資産の予想存続期間を通じての将来受取キャッシュ・フロー（すなわち、契約上のキャッシュ・フロー）の見積りを実効金利で割り引くことで算定するとされている。換言すると、金融資産の総額での帳簿価額に実効金利を用いて算定される利息収益とは、金融資産から生じる契約上のキャッシュ・フローに係る現在価値の巻戻しを反映したものであるといえる。
14. ただし、信用減損金融資産に係る利息収益については信用リスクが著しく増大しており、契約上のキャッシュ・フローを反映した総額での帳簿価額に基づく金利収益の表示がもはや経済的リターンを忠実に表現しない状況にあると考えられた。このため、信用減損金融資産に係る利息収益は、契約上のキャッシュ・フローを反映した総額での帳簿価額ではなく、企業が受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローが基礎となる損失評価引当金を控除した償却原価に実効金利を適用するとしている（IFRS 第 9 号第 5.4.1 項(b)、BC5.74 項）。
15. また、IASB は、公開草案に対するフィードバックを受けて信用減損金融資産に係る利息収益をゼロとするアプローチについても検討を行ったが、当該アプローチは利息収益が金融資産から生じるキャッシュ・フローの現在価値の巻戻しを反映したものであるとの考え方を一貫して適用することにはならず、利息収益が信用減損金融資産に係る経済的リターンを忠実に表現しないこととなるといった理由から IFRS 第 9 号では採用しなかったとしている。

## V. ASBJ 事務局の分析

16. 本資料第 6 項のとおり、引当における貨幣の時間価値の考慮、IFRS 第 9 号における償却原価の採用及び利率（実効金利の算定等）について原則として IFRS 第 9 号の定めを取り入れるとする方向で今後の検討を進めることについて、第 196 回金融商品専門委員会では特段のコメントは聞かれておらず、第 497 回企業会計基準委員会では実務負担の観点から慎重に検討すべきとの意見が聞かれた一方、利用者からはステップ 2 の目的を踏まえると IFRS 第 9 号の定めを取り入れるとする事務局提案に同意する旨の意見が聞かれている。
17. ここで、ステップ 2 では国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準を目指すことを目的としており、IFRS 第 9 号の定めを取り入れない場合には、実務上の負担に関する懸念だけでは理由として十分ではなく、国際的に説明していく理屈が必要になると考えられる。以上のことから、次項以降では当該方向性を前提として

分析を行う。

**(日本基準と IFRS 第 9 号における考え方の違い)**

18. 第 494 回企業会計基準委員会等において、以下のとおり日本基準と IFRS 第 9 号の考え方の違いをお示しした。

(1) 日本基準では、元本に対して利息が発生することを原則としており、この場合、利払いのキャッシュ・フローは利息計上額と一致する<sup>3</sup>。それを踏まえ、貸倒引当金は、元本に関する回収不能見込み額に対して設定される。将来の利払いのキャッシュ・フローは貸倒引当金の対象外である一方、一定の状況では未収利息を不計上としなければならない。また、貸倒引当金については原則として貨幣の時間価値を考慮しない<sup>4</sup>。

(2) IFRS 第 9 号では実効金利法が採用されており、実効金利を計算する際に、企業は、期待キャッシュ・フローの見積りを当該金融商品のすべての契約条件を考慮することによって行わなければならないとされている。換言すると、すべての契約条件を考慮したキャッシュ・フローに基づいて算出された実効金利によって、利息が計上される。そのため、利払いのキャッシュ・フローは必ずしも利息計上額と一致しない。また、予想信用損失とは、将来の債務不履行事象から生じる金融資産の契約上のキャッシュ・フローと見積キャッシュ・フローの差額（すなわち、すべてのキャッシュ・フロー不足）の現在価値とされている。

19. このように IFRS 第 9 号では、元本及び利払いという形式ではなく、契約期間全体にわたるキャッシュ・フローに着目して、受取利息の計上及び予想信用損失の測定を整合的に行っている。次項以降では、これまでの審議における議論の方向性を踏まえ、実効金利法における手数料の取扱いを除いて、契約期間全体にわたるキャッシュ・フローに着目することを前提として本論点の検討を進める。

**(純額での利息計上)**

20. IFRS 第 9 号では、購入又は組成した信用減損金融資産ではないが、その後に信用減損金融資産となった金融資産については、企業はその後の報告期間において金融資産の償却原価に実効金利を適用しなければならないとされており、ここでの償却原

---

<sup>3</sup> 日本基準においても、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額との差額の性質が金利の調整と認められるときは、償却原価法により測定される。この場合には、利払いのキャッシュ・フローは利息計上額と一致しない。

<sup>4</sup> 貸倒懸念債権についてキャッシュ・フロー見積法を採用する場合には割引計算が行われる。

価は損失評価引当金を控除した後の金額を指している。

21. ここで、損失評価引当金を控除した後の償却原価は、報告期間末日以後において回収が見込まれるキャッシュ・フローの割引現在価値を表している。また、損失評価引当金を控除した後の償却原価に実効金利を乗じて認識される利息は、回収が見込まれるキャッシュ・フローに係る現在価値の巻き戻しを表している。
22. 純額で利息を認識する点について、本資料第14項に記載のとおり、IASBは、「信用リスクが著しく増大しており、契約上のキャッシュ・フローを反映した総額での帳簿価額に基づく金利収益の表示がもはや経済的リターンを忠実に表現しない状況にある。」としている。損失評価引当金を控除せず、総額での帳簿価額に実効金利を乗じて算出した利息を認識することは、信用減損している状況において回収が見込まれないキャッシュ・フローに係る利息を認識するものであり、この妥当性を国際的に説明可能していくことは困難と考えられる。
23. また、過去の審議において、総額での帳簿価額に実効金利を乗じて算出した利息を認識したうえで、当該利息について予想信用損失を認識するとして総額で表示する方法もあり得るのではないかという意見が聞かれたが、金融機関の損益計算書における利息収益が重要な科目であることを踏まえると、単なる表示の問題として扱うことは難しく、前項に記載した見解を否定するだけの十分な根拠が必要になると考えられる。

#### **(未収利息の不計上)**

24. 上述のとおり、IFRS第9号では、信用損失はすべてのキャッシュ・フロー不足の現在価値とされている。このため、将来の利払いに係るキャッシュ・フローについても予想信用損失の対象となり、仮に報告期間末日以後に約定利息として入金される予定であったキャッシュ・フローの回収が見込まれなくなった場合、報告期間末日時点において当該約定利息に相当するキャッシュ・フローの回収不能見込み額についても貨幣の時間価値を反映したうえで予想信用損失に含めて算出することになる。このように予想信用損失に織り込み済となるため、未収利息を不計上とする会計処理は不要と考えられる。
25. また、未収利息を不計上とするオプションを設ける場合には、ステップ2の目的を踏まえると国際的に説明可能な理屈が必要になると考えられるが、前項のとおり未収利息を不計上とするオプションを設けることを概念的に正当化することは必ずしも容易ではないと考えられる。

**VI. ASBJ 事務局の提案**

26. 引当における貨幣の時間価値の考慮、IFRS 第 9 号における償却原価の採用及び利率（実効金利の算定等）に係る審議の状況及び上述の事務局の分析を踏まえ、ステップ 2 を採用する金融機関における信用減損金融資産に係る利息収益の認識については、IFRS 第 9 号の定めを取り入れ、未収利息を不計上とするオプションは設けないことが考えられるかどうか。

**ディスカッション・ポイント**

本資料第 16 項から第 26 項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以 上